

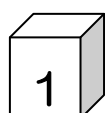
高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<32号>> 2014年11月15日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(891)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護団ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/



1 勝利的 和解成立！！

10月22日(水)11時 高松地方裁判所第1号法廷で裁判官から和解条項が読み上げられ原告池川さん、高松市双方合意のもと和解が成立しました。

今回で5回目をむかえる法廷前、傍聴席での情報保障については、私たち考える会のメンバーも裁判所職員の対応もそれが当たり前のような雰囲気でした。第1回口頭弁論期日の時は、お互い初めての経験でどうなるのだろうかと落ち着かない状況のなか進行していったことがはるか昔の出来事のように感じました。

その後、会場を移動し記者会見、報告集会が開かれました。和解成立ということたくさんの報道関係の方の参加がありました。弁護団から和解成立についての声明を説明した後、池川さんが裁判を終えの心境を語りました。「要綱改正につながったことは大きな成果であり、今までの皆さんの支援に感謝している。しかし、卒業式の手話通訳派遣費用が高松市の負担ではなかったことに正直納得いかない部分もある」と話をしました。その後記者からは「手話通訳制度に関する裁判ははじめてか?」「全国にどのような影響を与え、具体的にどのような運動につながっているのか?」「高松市の要綱は全国レベルでみると内容の是非は?」等たくさんの質問がありマスコミ各社の関心の深さがうかがえました。予定していた30分の時間を大幅に超え質問が後を絶ちませんでした。当日の地方ニュース、翌日の各社新聞で大きく取り扱われていました。



障害者の社会参加広がり

手話通訳訴訟和解 改正要綱の順守前提

手話通訳訴訟が和解 新派遣要綱受け

手話通訳訴訟が和解 高松市派遣範囲拡大受け
(各社見出し)

報告集会では、全日本ろうあ連盟久松事務局長からは、この裁判がきっかけとなり国を動かすに至った。和解が成立した今日が歴史的な日となったと激励の言葉を頂きました。

弁度団から和解条項についての説明がありました。

今回高松市が改正した手話通訳派遣要綱を、その趣旨にしたがって誠実に運用することを約束したことで、原告池川さんは、提訴を取り下げる、通訳費用、慰謝料の請求を取り下げる、裁判費用は各自負担することで和解が成立したこと、池川さんの頑張りがあったから弁護団も頑張ってくれたこと、今後は高松市の手話通訳派遣が要綱通り運用されることを見守っていく必要があると説明がありました。

最後に池川さんから、今までたくさんのカンパや励ましのことは、多くの仲間の支援があったからこそ今日という日を迎えることができた。全国の皆さんに感謝していることを伝え報告集会を終えました。



2 裁判を終えて・・・



去る10月22日、私は最後の裁判の日を迎えました。約3年に渡る長い闘いの幕が下りようとしていました。結果は、高松市が改正した手話通訳派遣の要綱をきちんと運用すると約束し、和解が成立しました。その時の私の気持ちはホッとしたと同時に、3月の娘の卒業式の手話通訳費用が高松市からではなく、委託先であった高松市身体障害者協会から出ていることを知り、納得できない部分もありました。しかし、応援して下さった皆さんから「嬉しい!」「よかったね!」

「ありがとう!」などと声をかけていただき、「これで良かったんだ」と少しずつ長い闘いが終わったことを実感することが出来ました。

今回、高松市の要綱を変えることが出来ましたが、これで終わりではありません。今後も手話通訳派遣の制度が向上するよう運動を続けていかなければと思っています。

今までたくさんのカンパと温かい激励のお言葉をかけて下さった全国の皆さんにこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。皆さんの応援がなかったら私はここまで頑張れなかったと思います。只々感謝の念に堪えません。ありがとうございました。



平成 26 年 10 月 22 日 池川さんと高松市の間で和解が成立しました。提訴から 2 年 8 か月という長期にわたる裁判が和解という形で結審されました。

今回の裁判の目的は、高松市の手話通訳派遣の要綱を変えようというものでした。それは、ろう者があたり前に生活したいたただそれだけの事です。

それを手話通訳派遣拒否により踏みにじられました。

池川さんが娘さんの進路について知りたいと思い保護者説明会での手話通訳を申請しましたが、認められませんでした。

私たちろう者には生活するうえで、絶対に情報は不可欠です。生きるために必要な情報を市が奪ったのです。このことは、私たちろう者の人権を侵害したことと等しいと考え、高松市を相手に提訴したわけです。

今回の裁判では、全国の多くの方々のご支援、また弁護団のお力のおかげで、要綱が変わり、私たちろう者の手話通訳派遣の制度が緩和されました。

和解に至るまでにたくさんの事を学び、私自身得るものが多く、ありがたく思っています。様々なことの積み重ねで、今回和解という形での結審となりました。池川さんの力、私たちの力だけではなく、全国の皆さんのおかげで成し得たことだと感じています。

今回の裁判がきっかけとなり、全国各地で要綱改正への動きにつながったという意味では、与えた影響は大きく、私たちにとっては歴史的な日となりました。本当に喜ばしいことで生涯忘れられない出来事になると思っています。

しかし、これで終わりというわけではありません、これからがスタートだと思えます。

今後、また新たな問題にぶつかるだろうと思いますが、今回と同じように皆様と共に力を合わせ問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

今後も皆様のご支援、ご指導のほどよろしく願いいたします。

今回は本当にありがとうございました。

高松市の手話通訳派遣を考える会 代表 近藤龍治

2年8ヶ月という長きにわたりご支援いただきまして本当にありがとうございました。

たくさんの仲間がいたからこそ頑張ることが出来たと実感しています。

この裁判を通し、私たち考える会のメンバーも多くのことを学びました。

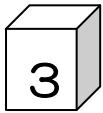
聞こえない人達は自分たちの権利について、きこえる人たちは真の情報保障についてまた、あたりまえの生活ってなんだろう・・・ともに考え成長できた日々でした。

香川県の県民性はおとなしく堅実に日々暮らしていくといった感じですが、こんなにも情熱的な面があったのかと思うほど、一つの目標に向かって突っ走った3年間でした。

これも全国の皆さんの支援のおかげだと本当に感謝しています。

ありがとうございました。

高松市の手話通訳派遣を考える会スタッフ一同



カンパ状況の報告

カンパ額: 7,711,601円(11月8日現在)

現在のカンパ額は7,711,601円(1367件)となりました。
皆様からたくさんの支援カンパを戴き、裁判も和解という形で結審しました。
裁判の成果が、全国に波及して少しでも良い方向に向かって進んでもらいたいと思っております。
これから今回の裁判を振り返りながら報告集にまとめて皆様にお返しできればと思います。
長い間支援カンパにご協力いただき誠にありがとうございました。

カンパして頂いた皆様(2014年11月8日現在) (敬称略)

(北海道) 近藤つぐ (京都) 吉田信子 (和歌山) 森ふみこ、木川田道子 (香川) 野々口猛浩、岡本勝己、清水香奈子、長尾陽子、高松聴覚障害者協会、橋本節子、鎌野恵子、西讃ろうあ協会、香川県手話通訳問題研究会、手話サークル雑草の会 (高知) 高知県聴覚障害者協会

長い間、ご支援いただき、ありがとうございました。
毎回、カンパしてくださる方もおられました。
そして暖かいメッセージをいただき、運動を続けることができました。
皆様のおかげで、香川県の状況を変えられたといっても過言ではありません。
本当にありがとうございました。
只今、報告集作成作業に取りかかっております。
出来上がり次第、報告しますので、
しばらくお待ちください。

